

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		手数料の免除 新座市屋外広告物条例第30条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。 (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	《第30条第1項第2号に関して》 未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	平成22年10月1日設定（年 月 日最終変更）